

さぬき市空家等対策協議会（令和4年度第1回） 会議要旨

- 1 日 時 令和4年10月5日（水） 15:00～17:45
- 2 場 所 さぬき市役所本庁301会議室
- 3 出席者 【会 長】大山市長
 【委 員】大森郁代 佐藤恭一 新開誠司 寺元 剛
 古川慎一郎
 【事務局】新納都市整備課長 富田都市整備課課長補佐
 筑後都市整備課課長補佐
 【関係者】中村副市長 向井審議監 中野総務部長
 津田建設経済部長 井上危機管理課長 間嶋政策課長
 山下生活環境課長 多田税務課長 原田政策課課長補佐
 北村移住コーディネーター
- 欠席者 【委 員】國方光廣
- 傍聴者 無し
- 4 議 題 (1) 特措法第14条の措置が必要な特定空家等の認定について
 (2) 特定空家等に対する処分の方向性について
 その他
- 5 会議の内容

発言者	意見概要
事務局	(開会に先立ち、配布資料等の確認を行った。)
事務局	それでは、ただいまより、さぬき市空家等対策協議会令和4年度第1回会議を開会いたします。まずは協議会会長の大山市長からご挨拶を申し上げます。
会 長	(市長挨拶)
事務局	(議事に先立ち、委員を紹介した。) 本日は、委員の半数以上が出席していることから、さぬき市空家等の対策の推進に関する条例等施行規則第12条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告します。また、同規則第13条に規定する関係者として、「さぬき市空家等対策プロジェクトチーム」の関係職員も出席しています。 それでは、議事に移ります。 議事進行は、協議会設置要綱第6条第1項に、会長が議長となるとありますので、この後の進行は、市長にお願いします。
会 長	それでは、定めにより、議長役を務めます。 議事に入る前に、会議の公開について、諮ります。この会議の公開・非公開については、「附属機関等の委員構成及び会議公開にする指針」に定める公開基準に基づき協議会が決定することとされています。従前の要綱設置の協議会では、「原則公開」としていたことから、引き続き、「原則公開」としてよいですか。

	<p>では、続いて、今回の会議の公開について、諮ります。今回の会議では、次第のとおり「特定空家等の認定」及び「処分の方針」を議題としています。これらの審議では、所有者等の氏名などの個人情報を扱います。配布の資料では、氏名等を記号化して記載していますが、特に今回は、さぬき市では初めての「特定空家等の認定」であり、協議会としての判断に、どこまでの情報が必要かといった経験の蓄積もないので、質疑応答など議論の過程では、実名等個人情報を用いた説明が必要になる場面があるかもしれません。そこで、まずは今回に関しては「非公開」として扱い、会議後、結果的に個人情報に触れることがなければ、議事録は公開するという取扱いとするのがよいのではないかと思います、いかがですか。</p>
委員	(異議なし)
会長	<p>それでは、ここからは、非公開により会議を進めます。なお、この協議会の委員には、さぬき市空家等の対策の推進に関する条例等施行規則第14条の規定により、守秘義務が課せられますので、御注意ください。</p> <p>では、議事に移ります。「(1) 特定空家等の認定について」を議題とします。まずは、「志度455番地11」について、事務局は、説明してください。</p>
事務局	(一般的経緯・特定空家等の認定が必要になった経緯・立入調査実施状況について説明した。)
事務局	(「志度455番地11」の立入調査結果について説明した。)
会長	<p>特定空家等の認定する判断材料として、「志度455番地11」の説明をしました。今回、2つの物件に行き着いたわけですが、全体として空家が前回よりも549件増え、1,887件になり、その中から特定の措置が必要なものに関する手順の説明がありましたが、特措法9条に基づく立入調査が必要だと判断されたのが、資料2ページにある8件ということでしょうか。</p>
事務局	今回は、8件を立入調査したということになります。
会長	<p>その8件いずれも立入調査を8月25日に行い、その結果として、「志度455番地11」と「津田町津田1349番地1」を本協議会で審議することになったのは、この2件が8件の中で措置の必要度が極めて高いという理解でよいですか。</p>
事務局	立入調査において、統一の判定票を用いて判断したところ、特定空家等として法14条措置が必要との結果が示されたのが今回の2件です。
会長	そうすると、残りの6件は要件を満たしていないという理解でよいですか。
事務局	老朽度が満たされず特定空家相当という判定には至らなかったものと、特定空家相当とされる老朽度であるものの法14条措置までの対象にはならないというものがあります。
古川委員	今の質問について、法律について詳しくなく、分かり難いのですが、特定空家の確認に行ったのか、法14条措置をするためにいったのか、今の回答では市長の質問の答えになっていないように思います。
事務局	今回の立入調査の実施は、特定空家等の認定のために行ったものです。
古川委員	要するに、今の時点では、他の6件の空き家は特定空家等でもない、という理解でよいですか。

事務局	特定空家等だけが措置が必要であるということとは、また別の問題ということになります。特定空家として、条件を満たしたものと、まだそこまで満たしていないものということで、質問のあった案件になります。
会 長	時間が経てば、また色々な状況も変わるとは思いますが、今の段階では、特定空家の措置が必要なのは、この2件だけということですね。
古川委員	先ほどの採点基準は、複雑でなかなか難しいです。その基準に照らすと、特定空家等にもなってないということで良いのでしょうか。
事務局	判断した結果、点数や建物の老朽度合とかで、措置がいらないと、まだ基準に達していない状況などが他の6件はあったということです。
古川委員	措置がいない、特定空家等ではないということですね。
事務局	別添1の特定空家の判定票をご覧ください。判定票一番最後のページ3特定空家等判定の項目に、今回議題に上げている2件というのは、右の端の欄の「特定空家等であって、法14条措置要」となっているものです。立入調査を行った8件のうち5件は、老朽危険度としては特定空家等に該当しそうだというもので、残り3件は老朽危険度を見る限り特定空家等として審議する対象にはならないというものです。議案で上げている以外の残りの3件は、影響度・危険度が「中」に該当しており、老朽危険度から見ると、建物としては特定空家等に該当しそうですが、影響度を考慮すると法の措置までは要せず適切な管理依頼といった条例に基づく指導や任意の依頼等により引き続き対応すべきと整理したものです。
会 長	先ほどの説明の表で言うと、別添1の「志度455番地11」は特定空家相当であるということ、その他のものは特定空家相当では無いとみて良いのですか。
事務局	特定空家等相当かどうかは、例えば、傾きは特定空家相当だが、それ以外の基礎の部分は大丈夫であるので危険ではないという判断を積み重ね、その最終結果として、判定票の最後の結果に行き着き、そこで措置が必要かどうかです。
古川委員	つまり、3つの類型があり、特定空家等でもないものと、特定空家等であるが措置不要なもの、特定空家等に合致しかつ措置が必要なものがあり、個別の総合点とか各項目の総合評価をして決めるということですが、基準自体を見たことがないので、これを言葉で説明されると、合致しているのかなかなか判断しづらい。ただ、説明する側の難しさも分かるのですが、そこが、市長も私も疑問に思ったところです。基準的には、各課目の総合評価をみる。例えば点がついていたとしても、機械的に出るものなのかということはどうなのか、判断基準というものを別途市が定めたものがあり、それに基づいて行っているのかどうか。その資料が付いていないので、その判断で合っているのかどうか分からないということです。調査票に書いてあるものが、判断基準のものを抜き出したものだという理解で良いですか。
事務局	はい、判断基準のエッセンスなり、立入調査の現場において、採点しやすいような形に纏めたものがこの調査票です。
会 長	最初からその2件だけが出てきて、2件についてのみ意見を求めるのであれば分かり易かったのですが、8件あった中から、なぜその2件になったのかが、今回の説明と資料では分かりにくかったと思います。それも踏まえて何か質問、意見があ

佐藤委員	<p>りましたらお願いします。</p> <p>例えば、地震が起こった場合、6cm傾いた建築物には立ち入ってはいけないという基準があります。今回の場合は、相続人・所有者が見つからないものをピックアップして特別に扱うという話で、壊れて老朽化している家屋に対し、市の施策として2件を講じることがどうだとかではなく、壊れている家屋が増えてきていることに対しての話のほうが重要であるのではないかと、話が小さいのではないかと感じました。結局、このリストからは不明だからこの2件を強制執行する、エントリーすると。時間が経てば、他の物件に対しても時間の問題かなと思うのですが、2件を判断するための会なら分かりますが、他を点数付けしていることに対しては変に思います。</p>
会 長	<p>優先順位をつけるための基準であり、それに基づき選んだということですが、その基準がお示しできていない状況であります。</p>
古川委員	<p>法律を添付していないのが、この混乱のもとだと思います。特定空家等であるか、客観的状态だけですね、法律の条文上では、措置があるかどうか、所有者がいればやってもらえるということですが、そこが多分、法14条の話と定義の2条の話とはまた話が別になりますが、法律の条文が説明に沿えられていないので、そこが分からなくなる原因です。定義等は、委員が見られるように直ぐに書面出すべきだと思います。おそらく特定空家の要件も定められていると思うので、それを数値化して判断したものが基準であり、調査票だと思います。元の部分から分からない状態で話が進められています。説明者の方の苦勞も分かりますが、市長が疑問としている点も理解できます。</p>
会 長	<p>空家というものは、年々増えているように思われますが、時間が経過すれば、物理的な色々な面が当然、老朽化します。10年前に見た物件で何もしないでそのままにしていたら、不具合が出てくるでしょうが、そのような物件の取引はあるのでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>皆さん、早めに売るか、貸すか判断してくればよいですが、10年くらい経つと、家も朽ちてくるので、貸すにしても売るにしても、買う方が費用を投入しないといけなくなり、両方の負担が増えている。もっと早い判断を望みます。</p>
会 長	<p>まだ使えるような状態での判断であれば、もう少し違った結果が出るかも知れないですね。現代は、家に対する思いが違ってきているのか、家は100年使うもの、引き継いでいくものとの考えでは無くなってきており、家の所有の考え方も変化してきていると思います。大きな変化が起きてきているのかもしれない。</p> <p>適切な時に資金を投入し、手軽に所有してもらおうようなことができれば、空家問題に少しは貢献できるようになるのではないかと思います。</p> <p>相続人が都会にいるなどにより、何の対応もしないまま放置している物件がたくさんあります。皆さん、壊すにもお金が必要なので無料でもよいと言われるが、不動産としては価値がないのでは困るので、何もしないままですね。現場の立場から、空家に対するよい利活用の方法があれば教えてください。</p>
佐藤委員	<p>空家で思い切ったこととなると、大きい屋敷が100坪であって、それが200万円であれば、リノベーションして住みたいという人が少しはいますが、都会の人</p>

	<p>などは、800万とか1,500万だと動かないから、もう活用のしようがないです。需要と供給が、上手くいかないです。</p>
会 長	<p>せっかく資金投入しても、買って、借りてもくれないのであれば、結局は売れないのであれば無駄な投資になるから、ほったらかしになってしまって、ますます悪循環になってしまいますね。若い世代が投資手段の一つとして、お金を出資してもらって、安く200万くらいで空家を買って、必要最小限の経費で手直しをして、月5万円くらいで賃貸契約で貸すというものをテレビで見ました。</p>
大森委員	<p>みんなで買ってそれを人に貸す。そこで喫茶店とかしてもらって、良かったらずっとしてもらおう。駄目だったら別の方に貸すとか。良い考えだと思います。</p>
会 長	<p>喫茶店に来る人がいないといけませんね。結局は、人間が少なくなってくると、利用の範囲が非常に狭まってきて、お金が流れにくくなるのですね。</p> <p>空き家バンクに登録しているもので、上手く成約できたという物件はありますか。</p>
コーディネーター	<p>昨年度は、30件ほど成約しています。</p>
会 長	<p>それはさぬき市内ですか。</p>
コーディネーター	<p>そうです。</p>
会 長	<p>例えば、どういった方達が、どの程度で買っているのですか。売買ですか。</p>
コーディネーター	<p>賃貸もありますが、ほとんどが売買です。市内の方が購入されるのが、約半分。昨年度は、香川県内の市外の方が10件ほど。県外の方が5件ぐらいです。</p>
会 長	<p>それは、取得したり借りたりする目的は、何の用途で使うのですか。そこまでは分かりませんか。</p>
コーディネーター	<p>そこまでは分かりません。</p>
会 長	<p>それが分かれば、ニーズに特化して空家の再利用を考えていけるのではないかと思います。誰かもう一軒、家が欲しい方はいませんか。</p>
大森委員	<p>香川県出身者で、都会に住んでいた人も退職すれば帰って来たりするので、住みたい街さぬき市、住み心地よいさぬき市になることが必要であると思います。</p>
会 長	<p>例えば、すぐに帰って来られなくてもよく、土日とか、年に何回か、贅沢の一つとして田舎暮らしみたいなものをする。京阪神に在住なら、高速で2時間半ほどで来られます。山間部や海の近くで、空家を数百万ぐらいで購入する等して暮らすと。ちょっとした家の手入れと家庭菜園などしてもらいながら休日等に過ごして貰うとか。そういうところから考えないと、いま居住しているところを整理していきなり移住するというのはなかなか難しいと思います。</p>
事務局	<p>先ほど、委員から質問のあった件について、追加で資料をお配りします。空家等対策の推進に関する特別措置法の条文の第14条に特定空家等に対する措置が定められています。ここに定める手続を進めるに当たり、特定空家の認定を受けるための立入調査を行い、本協議会の認定を受けようということでもあります。</p> <p>立入調査票については、今回初めて提示しましたが、建物の老朽度での点数化したものと、環境という内容で特定空家相当になるかどうか、なった上でこういった</p>

会 長	措置ができるかどうかの調査票となっています。
事務局	この法14条の措置をするために、空家等対策協議会は、どのような意味を持つのですか。協議会の意見というのは参考で聞いたらよいのか、それとも聞かなければいけないことになっているのですか。
会 長	そのことについては、さぬき市の特定空家等の措置手順を定めており、本協議会の了解を得ることで規定されているものです。
古川委員	それは、法律上の要請ですか。委員が何に基づいて、何をすれば良いのですか。
事務局	法7条のことだと思いますが、協議会では、特定空家等の認定について、認定するかどうかのどの部分が審議の対象となっているのか、法7条から条例にいくのか、該当性に関わる審査をするか、気になります。
会 長	別添3の資料「さぬき市空家等の対策推進に関する条例」第13条に、協議会での空家等対策、特定空家等認定該当性に関する審議について、規定されています。
事務局	今回、該当するかどうかの案件があったことから、協議会での審議をお願いするものです。また、施行規則の第10条に、特定空家等処分の方針に関するこの規定もあるため、協議会において、方針を決め、認定を受けた上で処分ということになります。
会 長	まずは、認定の協議を行うということではよろしいですか。何かご意見はありますか。併せて、もう一つの案件も説明をお願いします。
事務局	（「津田町津田1349番地1」の立入調査結果について説明した。） なお、2件目の案件について、補足説明します。本件は、地元自治会の関係者から相談を受けていた事案ですが、何者かが不定期で立ち入りしているとの話がありました。その者に話を聞いたところ、建物の所有者と一緒に住んでいたと主張されていて、遺品を整理しているという話でした。そうすると、今回の手続を進めるにあたり、その者を特定する必要や、所有者との関係性について確認する必要があったので、さぬき警察署に相談し、敷地内に連絡するよう貼紙を掲示していましたが、連絡が取れない状況が継続していました。しかし、昨日になって、その者から連絡があり、改めて状況を確認したところ、「法的な婚姻関係はないが、死亡時には火葬許可書などの手続をした。生前は一緒に住み、介護保険証なども所持している。」とのことでした。現地でも対面し、話を聞いたところ、その者は、「建物の中に亡くなった所有者の遺品がある。私は県外に居住しており、なかなか整理に来るのが難しい、まだしばらく立ち入る必要があるので、時間が欲しい。」とのことでした。そこで、老朽危険度等の問題もあり、法による処分も進めているところであるので、どのくらいの期間が必要かを、自治会関係者と協議するよう伝えましたが、本日時点では、協議中であり結論は出ていないとのことでした。
会 長	追加説明については、特定空家等の認定との関係はあるのですか。処分の方向性の中では関係があるように思いますが、認定にも関係がありますか。
事務局	今後、特定空家として認定された後の処分をする時に、追加の話があるということで補足説明をしたものです。
会 長	今は、認定ができるかどうかの議論をするという時点では、追加の話について

事務局	は、今後の処分についての時でよいのではないですか。
会長	特定空家の認定自体には関係ない説明でありました。その後の処置についての配慮の話でした。
事務局	認定の方向性の話で議論していくことでよいですか。
事務局	特定空家の認定を行うと、法14条措置に移ると事務局では認識をしており、協議会において特定空家等であるとの認定を受けると、事務局としては、法14条措置に進む予定になります。本来なら、措置を命ぜられる者がいないという前提で物事を進めていくのですが、もしかしたら措置する対象となる可能性がある者が現れたので、そういった場合に、認定をしたものの法14条措置に移れないのではないかと懸念がよぎったものでした。特定空家の認定を一旦待ち、状況の見通しが立ってから、改めて、特定空家の認定をすることがよいのか、併せて情報提供をすることで、そこも含めて特定空家として認定するかどうかの議論になるのではないかと思ったものでした。
会長	その判断も、協議会委員が行うということですか。事情が変わったのであれば、取り下げてもよいのではないですか。
古川委員	戸籍を見なければ分かりません。婚姻関係が無かったとしても、関係者かもしれないということですね。戸籍は調べたけども、所有者等というのは所有者または管理者であるから、管理しているのではないかと、というところで如何なものかと。
佐藤委員	そこに住み続けたら、権利はありますから。
会長	状況によって一概には言えませんが、この案件に関して、切り離して考えるのはどうでしょうか。切り離したら困ることがありますか。
古川委員	特定空家の判定と略式代執行とは切り離して考えると分かり難くなるのではないですか。この案件が、特定空家等に該当していて、なおかつ、処置が必要であるかどうかの判定をしていくのに、管理者が現れたとかというのは、関係ないように思います。
事務局	ただいま2つ目の案件について説明しましたが、昨日での状況情報で特定空家として認めるかどうか判断を審議していただくというものです。
大森委員	関係者が現れた状況で認定ができるのですか。
事務局	津田の案件については、あくまでパートナーと名乗る者が滞在している状況です。まずは、建物の特定空家等の認定を受け、その後、状況が変わった場合、改めて報告しようと考えています。
会長	代執行までを協議会の委員の責任で決定するのは過度ではないかという気もします。もし問題が起きれば、協議会の意見は聞いて、市長が責任を取らないといけないという話になるのではと思いますが。法的に認定をもらっても意味がないのではないのでしょうか。
事務局	今回の会議の趣旨については、措置が必要な特定空家に該当するかどうかの認定になります。最終的には市長が判断をし、市長が決定をする訳ですが、協議会は必要に応じて意見をする立場になります。まずは、建物として特定空家等に該当するかどうかの判断と、その後の処分の方向性として略式代執行でよいかという2段階

	<p>の議論を想定していたところです。あくまでも、この会議で出された意見を参考にしながら、最終的には事務局でまとめ、市長が決定をするというものです。</p>
会長	<p>委員さん、よいですか。</p>
古川委員	<p>措置の必要がある特定空家等となると、措置の中身が極めて重要になってきますが、その話も一緒に議論した方がよいですか。</p>
会 長	<p>分けるとかえって分かりづらくなるかも知れませんね。措置から離れて、認定するかどうかと言われても。市が定めた基準で立入検査をし、その結果説明を受けて認定するという事は、後の措置の方向性も含めてどうか、意見はあるかと聞いているのと同じではないですか。</p>
古川委員	<p>そうすると、措置の要件についても判断することにはなり、意見を述べることになると思います。一つ目の事例は所有者が不存在で、二つ目も所有者が今のところは不存在だが管理者がいるかも知れないぐらいの情報ですが、所有者がいない場合は代執行する場合に名宛人は誰になるのですか。まず、助言・指導し、その後、法14条の順番で措置を行うが、名宛人が誰については、どう考えていますか。</p>
事務局	<p>本来、相手方がいる場合は、確知した相手方に対し、指導、勧告・命令等の手続に進みますが、今回のように所有者・管理者がいない場合は、これらを省き、次の代執行の手続に進むことが可能になります。特措法第14条10項に略式代執行に関する規定があり、これに基づいた措置を考えているものです。</p>
古川委員	<p>この条文を読むと、空家等の所有者等が確知できない、不存在であり分からないということになると思うのですが、通常の民事の世界だと、相続人不存在場合は、相続財産管理人を立てることになります。その手続はなくしてよいというのは、確定した解釈となっているのですか。</p>
事務局	<p>その手続がなく行政による代執行が行えると理解しています。</p>
古川委員	<p>名宛人無しで、手続が進められるということでよいですか。</p>
事務局	<p>東かがわ市や丸亀市でも、既に同様の手続で行っています。</p>
会 長	<p>実例があるということですね。</p>
事務局	<p>今回の手続に当たり、既に実績のある丸亀市と東かがわ市にヒアリングを行いました。その結果をふまえ、本市も同様の手続を進めているものです。</p>
会 長	<p>相手がいなくても構わないということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会 長	<p>議題の(1)、(2)について、進行が乱雑になってしまっていますが、空家等認定の後に行うであろう措置も含めて、意見はありますか。</p>
事務局	<p>まずは、措置の方向性について、事務局は現時点での考え方を説明してください。</p> <p>(特定空家等に対する処分の方向性について説明した。)</p>
会 長	<p>資料6ページのフロー図にある③「特定空家」の認定について、本日の協議会で意見を聞き、最終的に決める予定ですが、併せて⑥略式代執行という方法とすることについても、この協議会の決定が必要とのことですのでよいですね。</p>

事務局	この協議会で方向性を定めていただこうと、議案としています。
会長	では、その先の⑦費用の徴収というのは、誰に向かっているのですか。
事務局	費用を徴収する相手がいない事案につき、どうすればよいかと考えています。
会長	相続財産がありますよね。問題は、その財産がどこに帰属するかです。徴収しようとするのと、実際に徴収できるか否かは別の問題です。徴収する必要はあります。財産はどこに帰属することになりますか。
事務局	既に略式代執行の実績のある東かがわ市と丸亀市では、先行して略式代執行を行い、費用の徴収は少し横に置いている状況と聞いています。相続財産管理人を選任し、その者に対して行政代執行を行うという方法も考えられますが、今回のこの案件については、まずは危険を除去することを優先させ、略式代執行による建物の除去を先行させます。その後の費用徴収については、改めて、相続財産管理人を申し立てる等の手続を進めていくことについて、検討していこうと考えています。
会長	それは、可能なのですか。
古川委員	危険除去のために実施する趣旨は理解しますが、相続財産管理人の制度は、特別縁故者が存在する場合があります、その者の権利保護の意味があります。必ずしも費用徴収のためにあるものではありません。実例としてそのような運用がされていることは承知しましたが、後から相続財産管理人を選任し、特別縁故者が現れるとややこしくならないか心配します。
会長	できるか、できないかは別にして、今後の費用徴収に関しては、どのような手続となるかについて、あらかじめ説明できるようにしておく必要があります。
事務局	危険な建物を除去した後、その土地は残り、これもまた所有者がいないということなので、土地を処分することができれば、そこから費用回収したいと考えていますが、一般的に代執行に至る老朽危険空家は条件が悪い場所が多いことから、難しい場面も生じると思います。
会長	売却できるか否かの話より、優先的に公益のためにするべきことはしなければいけない。最終形をどのようにするかについて、きちんと整理しておく必要があるという話です。
古川委員	市が相続財産管理人の手続を進めるにあたっては、予納金がネックになってくると思います。予納金とは端的には相続財産管理人の報酬で、亡くなった者の預貯金でもあれば、そこから支払いもできるが、どれだけの経費が見込まれるのかがよく分からない状況で、予納金を捻出することへの市民の理解が得られるのかとの話になると思います。予納金の相場については、裁判所との相談になるが、関東では実施している自治体も結構あるようなので、金額に関する事例の蓄積があるのでないかと思います。市の負担が除却費用＋予納金となるおそれがあるところが課題になるかと思います。
会長	時間も経過してきましたが、いかがでしょうか。
事務局	これまでに説明してきた内容で、この2件について特定空家として認定するかどうかの判断を頂きたいと思います。

会 長	2つ目の案件の状況を聞くと、判断するにも難しいものがあるように思います。事務局としては、この2件について、どうしても本日、協議会としての判断を下さないと困るのですか。
事務局	協議会の意見を聞いた上でないと、この次の略式代執行に係る具体的な事務手続に移れないものと考えています。特に津田の案件については、建物だけを見て特定空家等の判断ができないものかと考えています。
会 長	それは少し乱暴な議論のように思います。例えば、その者が正当な権利を持っているとすれば、ここでいう特定空家としてはいけないのではないですか。
事務局	そのような状況になった場合には、勿論、略式代執行に移れませんので、その時に取り下げることになると考えてよいと考えています。今の時点の状況で、判断するということではいかがでしょうか。
会 長	今の状況で判断しようと思ったら、違う状況の説明があったのでややこしくなってしまうようです。
事務局	失礼しました。補足説明のつもりでしたが、逆に混乱させてしまいました。
会 長	略式代執行でも行政代執行でも、どちらでもよくて、現状が非常に公益に反する状態になっている物を、いかにして解消するかということのために、国は法律まで作り、こうした協議会を開いているのです。前提が十分に整理できていない状態で、白紙委任のようなことを求められても、委員の皆さんは認めないと思います。
事務局	この際、2つ目の案件については、不確定要素もあることから取り下げ、1つ目の案件についてのみ、特定空家等の判断をお願いします。
会 長	それでは、1つ目の案件について、これについても、今後、事情が変わる可能性がなくもないため、新たな事実や予期せぬ事情が判明するなど、今回の処分の方向性を見直す必要が生じた場合については、市長に一任して頂くということで、先ほど説明した内容に変化がない場合には、1つ目の案件について、特定空家等として認定するものとし、その処分の方向性は略式代執行を想定しているということでしょうか。また、2つ目の案件については、複雑な事情があり、もう少し整理した上で、次の機会に、再度、御意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。
古川委員	費用については、徴収できなくてもよいということではいいですか。徴収できるか否かはともかく、徴収するべく話をしているかどうか問題が残っていると思います。
会 長	それは徴収する方向で、できることは最大限していくという認識です。
副市長	実は、市議会の予算審議の中でも議論になりました。市としては、他の自治体の事例も参考にしながら、財産処分するとの前提に立っています。事務局からは少し説明不足なところがありましたが、市議会での論議を踏まえた上での予算措置でありますので、ご理解いただければと思います。
会 長	最終的には市長の判断になりますので、皆さんの迷惑になることがないようにします。私としては、費用負担はとても大事なことだと思っています。ただ、それよりも大事なのは、今、危険な状態にある市民の安全安心を確保するため、行政の責

<p>事務局 会 長 委 員 会 長 事務局</p>	<p>任として、できるだけ早く動くことだと思っています。このことをけしからんと言 う方はいないと思いますが、十分説明の上、理解を求めていきたいと思 います。 それでは、その他、何かありますか。 (今後の予定について説明。) それでは、本日予定をしていた議題は以上です。空家等の対策全般に対して、何 か意見や質問はありますか。 (意見、質問なし) 特にないようなので、進行を事務局に返します。今後ともお力添えをよろしくお 願いします。 以上で、さぬき市空家等対策協議会令和4年度第1回会議を閉会します。本日 は、お忙しい中ありがとうございました。</p>
--	---